

## 議会基本条例に対する解説

豊能町議会は、選挙で選ばれた議員により構成された議会と、同じく選挙で選ばれた町長との二元代表制の一方の機関として、豊能町民の意思を町政に的確に反映させ、豊能町としての最良の意思決定を導く責任を負っている。

また、豊能町議会が、地域における民主主義の発展と豊能町民の福祉の向上のために果たすべき役割は、将来に向けてますます大きくなっている。

特に、地方分権の時代を迎えて、地方自治体の自主的な決定権と責任の範囲が拡大した今日、議会は、その持てる権能を十分に駆使して、自治体事務の立案及び執行における論点及び争点を広く町民に明らかにすることが求められている。

自由かつ達な討議を通じて、これらの論点及び争点を発見し、公開することは討論の場である議会の使命であり、これを達成するために本条例を制定する。

### 【解説】

議会の位置付けと役割、また議員の責務を明確にするとともに、豊能町議会がこの条例を制定する理由および決意について規定。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、豊能町民（以下「町民」という。）に身近な政府としての豊能町議会（以下「議会」という。）及び議員の活動の活性化及び充実のために必要な議会運営の基本事項を定めることによって、町政の情報公開及び町民参加を基本にした豊能町の持続的で豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

### 【解説】

1. 議会運営の基本事項とは、町民に身近で信頼され、町政の情報を広く公開し、地方自治法の本旨である町民と共に進む、かつ達な議会を目指すことを規定。

## 第2章 議会及び議員の活動原則

### (議会の活動原則及び議会運営)

第2条 議会は、町民の代表機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を重視して、町民に開かれた議会及び町民参加を推進する議会を目指して活動する。

- 2 議会は、前項に規定する活動原則の趣旨に則り、次に掲げる方針等により運営する。
  - (1) 議会の傍聴に関し、議案の審議に用いる資料等を傍聴者に提供することその他傍聴者の便益の向上に努めること。
  - (2) 会議は、定刻に開催し、休憩をする場合は、その理由及び再開の時刻を傍聴者に説明するよう努めること。
  - (3) 議長及び副議長の選出に当たっては、本会議においてそれぞれの職を志願する者に対して所信を表明する機会を設けること。
- 3 議会は、議会が自由な討論の場であるとの認識に立って、議会運営について継続的に見直すものとする。

#### 【解説】

1. 議会が町民の代表機関であることを自覚し、常に町民に開かれた議会の推進することを規定。
- 2 (1) 町民の傍聴意欲を高めるために、その都度、適切な資料等を配布することに努めることを規定。
- 2 (2) 会議は、自律的で規律ある議会運営をすることを規定。
- 2 (3) 議長及び副議長の選出に当たっては、投票行為の判断材料となる機会を設けることを規定。
3. 町民に分かりやすい議会運営をするためにも、会議規則等を継続的に見直すことを規定。

### (議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議の推進を重んじること。
- (2) 町政の課題全般について、課題別、地域別等の町民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研鑽によって、町民の信託に応えること。
- (3) 個別的な事案の解決だけでなく、町民全体の福祉の向上を目指すこと。

**【解説】**

- 1 (1)議員の活動原則は、重要な要素であり、多様な住民意思を反映し政策水準を高めることを規定。
- 1 (2)議員としての資質向上等に努め、選挙で選ばれた議員としてふさわしい活動をすることを規定。
- 1 (3) 議員は、地域などの個別事案だけでなく、町民全体の福祉の向上を目指して活動することを規定。

(危機管理)

第4条 議員は、町が直面した災害時においては、危機管理体制の強化に協力するなど、積極的に取り組むものとする。

**【解説】**

1. 議員は、災害時には積極的に協力することを規定。

第3章 町民と議会の関係

(町民参加及び町民との連携)

第5条 議会は、議会の活動に関する情報公開に努めるとともに、町民に対する説明責任を果たさなければならない。

- 2 議会は、本会議のほか、常任委員会及び特別委員会を原則として公開する。
- 3 議会は、常任委員会、特別委員会等の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を活用して、専門的又は政策的な識見等を討議に反映させることができる。
- 4 議会は、請願及び陳情を町民による政策提案と位置付けるとともに、その審査をする前に、提案者の意見を聴く場を設けることができる。
- 5 議会は、会期中又は閉会中を問わず、町民が議会の活動に参加できるような意見交換の場を設ける等、議員の政策能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図るものとする。
- 6 議会は、議案に対する各議員の賛否の状況を議会広報で公表するなど、議員の活動に対して町民の評価が的確になされるよう、情報の提供に努めるものとする。
- 7 議会は、町民に対する議会報告会を少なくとも年1回開催して、議会の説明責任を果たすとともに、町民の意見を聴取して議会運営の改善を図るものとする。

### 【解説】

1. 議会の果たすべき重要な責任として情報公開の徹底と、町民に対する説明責任の履行を規定。
2. 常任委員会、特別委員会を原則公開することを規定。
3. 町民の意見・識見を十分に聴取して、政策水準の向上を目指すことを規定。
4. 請願及び陳情は、政策提案と位置付け、提案者の意見を聴く機会を設けることを規定。
5. 多様な町民の意思・意見を聴取し、議員の政策提案の拡大を図ることを規定。
6. 議案に対する各議員の賛否を議会広報等で公表することを規定。
7. 議会として説明責任を果たし、さらに多様な町民の意思・意見を聴取する場として、原則として議員全員による議会報告会を年1回以上開催することを規定。

## 第4章 町長と議会の関係

### (町長等と議会及び議員の関係)

第6条 議会の本会議における一般質問については、広く町政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行う。

- 2 議長から本会議並びに常任委員会及び特別委員会への出席を要請された町長その他の執行機関及びその職員（以下「町長等」という。）は、論点及び争点を明確にするために、議長又は委員長の許可を得て議員の質問に関して確認をすることができる。

### 【解説】

1. 本会議における一括質問・一括答弁は、町政上の論点・争点が曖昧になるおそれがある。質疑を明確にするために、一問一答の対面方式で行うことを規定。
2. 町長等は、議長の許可により議員の質問に対して、論点・争点を明確にするため確認をすることができることを規定。

### (町長が提案する政策等の審議)

第7条 議会は、町長が提案する政策、計画、施策、事業等（以下「政策等」という。）について、審議の水準を高めるため、町長に対し、次に掲げる項目について説明を求めることができる。

- (1) 政策等の発生源

- (2) 検討した他の政策案等の内容
  - (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討
  - (4) 総合計画における根拠又は位置付け
  - (5) 関係ある法令及び条例等
  - (6) 政策等の実施に係る財源措置
  - (7) 将来にわたる政策等のコスト計算
- 2 議会は、町長の提案した政策等を審議するに当たっては、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

**【解説】**

1. 議会は、審議水準を高めるよう、政策等の決定（提案に至る）過程を明らかにすることを規定。
2. 議会は、町長から提供された情報をもとに論点、争点を明確にし政策等執行後の評価に役立つような審議に努めることを規定。

（予算及び決算の審議における政策説明資料）

第8条 議会は、予算案及び決算の審議に当たっては、町長に対し、前条第1項の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の政策説明資料の作成を求めるものとする。

**【解説】**

1. 議会は、予算案や決算を審議するにあたっては、前条同様に、審議を深められるよう分かりやすい説明資料を求めることを規定。

（議決事件の拡大）

第9条 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づく議決事件の拡大に努めるものとする。

**【解説】**

1. 法律では、議決事項の制限と議会独自の範囲拡大の保障が明記されており、町政全体において重要な計画等に関して、決定に参画の機会の確保と執行上の議決の必要性を比較・検討して拡大することを規定。

(自由討議による合意形成)

第10条 議会は、議員による討論の場であることを十分に認識し、議長は、町長等に対する本会議等への出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互間の討議、全員協議会等を充実させた議会を中心に運営するよう、心がけなければならない。

2 議会は、常任委員会、特別委員会等において、提出された議案に関して審査し、結論を出す場合は、議員相互間の自由討議により議論を尽くして合意形成に努め、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

3 議員は、前2項の規定による議員相互間の自由討議を活用し、政策、条例、意見等の議案の提出を積極的に行うよう努めるものとする。

#### 【解説】

1. 議会は、討論の広場であることから、議員相互間の討議を中心とした運営を進めるため、町長等の会議への出席要請を必要最小限にとどめることを規定。

2. 議会は、それぞれの会議における議案・審議の結論を出すにあたっては議員相互間の自由討議によって多様な意見を出しあった上で合意形成に努めるとともに、町民に対し説明責任を果たすことを規定。

3. 議員は、議員相互間の自由討議の拡大のため、自らも積極的に議案の提出を行う努力をすることを規定。

(参考)

地方自治法第121条の2

第102条の2第1項の議会の議長は、前項本文の規定により議場への出席を求めるに当たっては、普通地方公共団体の執行機関の事務に支障を及ぼすことのないよう配慮しなければならない。

## 第6章 議会及び議会事務局の体制整備

(委員会等の適切な運営及び一般会議の設置)

第11条 議会は、社会情勢、経済情勢等により新たに生じる行政課題に迅速かつ的確に対応するため、常任委員会、特別委員会等の適切な運営に努めなければならない。

2 議会は、常任委員会、特別委員会等のほか、町政の諸課題に柔軟に対処するため、全般にわたって議員及び町民が自由に情報及び意見を交換する、一般会議を必要に応じて設置するものとする。

**【解説】**

1. 常任委員会及び特別委員会の適切な運営に努めることを規定。
2. 議員及び町民が自由に情報及び意見を交換できる、「一般会議」を設置することを規定。

(議会事務局の体制整備)

第12条 議会は、議員の政策形成及び立案の機能を高めるため、議会事務局の調査機能及び法務機能の強化に努めるものとする。

**【解説】**

1. 議会、議員の政策形成、立案機能を高めるため、議会事務局の機能を強化することを規定。

(議員研修の充実)

第13条 議会は、議員の政策形成及び立案の能力の向上等を図るため、議員研修の充実を図るよう努めるものとする。

**【解説】**

1. 議会は、議員の政策形成等の能力向上のため、議員研修の充実強化を図ることを規定。

(議会広報の充実)

第14条 議会は、町政に係る重要な情報を、議会独自の視点から、常に町民に対して周知するよう努めるものとする。

2. 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの町民が議会及び町政に関心を持つよう、広報活動に努めるものとする。

**【解説】**

1. 議会の広報活動は、町政に係る重要な情報（論点、争点）を議会の視点（行政を擁護せず）から、町民に周知することを規定。
2. 情報技術の発達に合わせ、様々な広報手段の活用により、町民が議会や町政に関心を持つよう広報活動をすることを規定。

第7章 議員定数及び議員報酬

(議員定数及び議員報酬)

第15条 議員定数及び議員報酬は、町政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を考慮して、別に条例で定める。

- 2 議員定数及び議員報酬の改定に当たっては、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用するものとする。
- 3 議員定数及び議員報酬の改定に係る条例案は、町民の直接請求による場合及び町長が提出する場合のほか、改正理由の説明を付して議員が提案するものとする。

**【解説】**

1. 議員定数および議員報酬は、別に条例に定めることを規定。
2. 議員定数および議員報酬の改正は、行財政改革の側面だけでなく町政の現状や将来展望等を踏まえて総合的に検討するとともに、参考人制度や公聴会制度を活用して住民の代表である議員の活動の評価について聴取することを規定。
3. 条例改正案は、町民による直接請求について担保し、議員が提案する場合は改正理由の説明を付することを規定。

第8章 政務活動費

(政務活動費)

第16条 政務活動費は、議員による政策研究、政策提言等が確実に実行されるよう、会派又は議員に対して交付するものとする。

- 2 政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、その支出に関しては、使途を明らかにし、活動成果の報告に努めるなど、適正に執行しなければならない。
- 3 政務活動費の交付に関する事項は、別に条例で定める。

**【解説】**

1. 政務活動費は、議員の政策の調査・研究が確実に行われ政策提言に繋がるよう条例に基づき、会派又は議員に交付することを規定。
2. 政務活動費の使途に関する公正性、透明性を確保するため、議長に対し証票類を添付した収支報告を義務付けし、1年に1回以上、その活動状況を議会ホームページなどで町民に報告することを規定。
3. 政務活動費については、「豊能町議会政務活動費の交付に関する条例」に定めることを規定。

第9章 議員の政治倫理

(議員の政治倫理)

第17条 議員は、町民全体の代表者として、その倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって、町民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

**【解説】**

1. 議員は、倫理性を自覚した上で、議員としての影響力を不正に行使するなど、町民の疑惑を招くことのないよう行動することを規定。

第10章 補則

(他の条例等との関係)

第18条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例、規則、規程等を制定又は改廃するときは、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図るものとする。

**【解説】**

1. 議会はこの条例を基本とし、議会に関する条例・規則・規定を制定または改廃するときは、この条例に沿った判断をすることを規定。

(見直し手続)

第19条 議会は、町民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の規定について継続的に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講じるものとする。

**【解説】**

1. 本条例の見直しが必要となった場合は、条例改正等の措置を講じることを規定。

(検証)

第20条 議会は、一般選挙を経た議員の任期開始後及び任期開始後2年を経過した時点で、この条例の目的が達成されているかどうかを議員で、検証するものとする。

**【解説】**

1. 本条例を定期的に検証することを規定。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

この条例は、平成26年4月1日から施行する。